

環状3号線（杉田港南台地区）  
電線共同溝PFI事業

入札説明書

令和3年7月27日

横浜市



# 目 次

第1 入札説明書の位置付け	1
第2 事業概要	2
1 事業内容	2
(1) 事業名称	2
(2) 事業場所	2
(3) 対象となる公共施設等	2
(4) 公共施設等の管理者の名称	2
(5) 事業の目的	2
(6) 事業内容	2
(7) 事業スケジュール（予定）	4
(8) 予定価格	4
(9) 事業に必要とされる根拠法令等	4
第3 入札参加に関する条件等	5
1 入札参加者が備えるべき資格	5
(1) 入札参加者の構成等	5
(2) 応募グループの入札参加資格要件	6
(3) 入札参加資格確認基準日等	9
2 入札に関する留意事項	9
(1) 入札説明書等の承諾	9
(2) 費用負担	9
(3) 入札保証金及び契約保証金	9
(4) 提出書類の取扱い	10
(5) その他	10
第4 入札手続等に関する事項	12
1 事業者の募集及び選定	12
2 入札スケジュール	12
3 入札手続	12
(1) 入札説明書等の交付	12
(2) 参考資料の閲覧・貸与	13
(3) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答	13
(4) 入札参加資格申請書等の提出	14
(5) 入札参加資格確認審査の結果通知	15
(6) 入札参加資格確認結果の理由説明の申立て	15
(7) 入札書類及び提案書類の提出	16
(8) 特定事業の選定の取消し	17
(9) 提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施	17
(10) 開札	18
(11) 入札の無効	18
(12) 入札の辞退	19

(13) 審査結果の通知 .....	19
(14) 審査結果の公表 .....	19
第5 落札者の決定 .....	20
1 最優秀提案者の選定方法 .....	20
2 審査委員会の設置 .....	20
3 審査の方法 .....	20
4 審査の基準 .....	20
5 落札者の決定 .....	20
6 公民協働事業応募促進報奨金の交付 .....	20
第6 契約手続等 .....	21
1 契約の手続 .....	21
(1) 基本協定の締結 .....	21
(2) 事業者となるSPCの設立等の要件 .....	21
(3) 事業契約の締結 .....	21
(4) 手続における交渉の有無 .....	22
(5) その他 .....	22
2 事業者の権利義務等に関する制限 .....	22
(1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等 .....	22
(2) SPCの株式の譲渡・担保提供等 .....	22
(3) 債権の譲渡 .....	23
(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供 .....	23
3 市と事業者の責任分担 .....	23
(1) 基本的考え方 .....	23
(2) 予想されるリスクと責任分担 .....	23
(3) 金融機関等との直接協定の締結 .....	23
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	24
1 法制度上及び税制上の措置に関する事項 .....	24
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	24
3 その他の支援に関する事項 .....	24
第8 その他 .....	25
1 事業者が付保する保険等 .....	25
2 苦情申立 .....	25
3 関連情報を入手するための照会窓口等 .....	25
4 代表企業以外の構成員又は協力企業が営業停止処分を受けた場合の取扱い .....	25
第9 附属資料 .....	26
1 要求水準書 .....	26
2 モニタリング基本計画 .....	26
3 落札者決定基準 .....	26
4 事業費の算定及び支払方法 .....	26
5 様式集 .....	26
6 基本協定書（案） .....	26
7 事業契約書（案） .....	26
8 入札時積算数量書 .....	26
9 見積参考資料 .....	26

## 第1 入札説明書の位置付け

この入札説明書（以下「本説明書」という。）は、横浜市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。最終改正令和元年法律第37号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業及び本事業の入札にかかる条件を提示するものである。本事業は、政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、入札手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

本事業の基本的な考え方については、令和2年11月20日に公表した実施方針、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画（案）（以下、「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等の一部について、実施方針等に関する質問回答及び意見を必要に応じて反映しているので、入札参加者は本説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。また、附属資料の1「要求水準書」、2「モニタリング基本計画」、3「落札者決定基準」、4「事業費の算定及び支払方法」、5「様式集」、6「基本協定書（案）」、7「事業契約書（案）」、8「入札時積算数量書」及び9「見積参考資料」は、本説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

入札説明書等と入札説明書に先行して市が公表した書類に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書に先行して市が公表した書類によるものとする。

## 第2 事業概要

### 1 事業内容

(1) 事業名称

環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業

(2) 事業場所

神奈川県横浜市磯子区杉田三丁目33番地  
～神奈川県横浜市港南区港南台六丁目37番地

(3) 対象となる公共施設等

- ア. 電線共同溝(道路法第2条第2項の9に定める電線共同溝(道路附属物))
- イ. 道路(車道、歩道、水路等)
- ウ. 道路附属物(道路照明、道路標識等)

(4) 公共施設等の管理者の名称

横浜市長 林文子

(5) 事業の目的

本事業は、都市の防災力の向上、良好な都市景観形成や観光振興、安全で快適な歩行空間の確保に寄与するため、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

(6) 事業内容

ア. 事業対象

本事業は、電線共同溝(管路部・特殊部・横断部)、車道、歩道、道路附属物(以下「本施設」という。)の調査・設計、工事、工事監理及び電線共同溝(管路部・特殊部・横断部)(以下「維持管理対象施設」という。)の維持管理をPFI法に基づき包括的に実施するものである。

イ. 事業方式

本事業は、以下に示す事業方式(BTO(Build-Transfer-Operate)方式)で実施する。

PFI法に基づく特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)は、事業対象区域において、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務(以下「整備業務」という。)を行い、整備完了後に本施設の所有権を市に移転する。その後、事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を実施する。

なお、事業契約の締結後、調査、設計業務の成果により、占有者が所有する管路・マンホール(電力、通信)等の既存施設(以下「既存ストック」という。)を活用する場合、市は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。

ウ. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月31日までとする。

なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務・工事業務期間を短縮することができる。ただし、短縮する期間は四半期単位とし、維持管理業務期間(10年間)は変更できない。

エ. 業務範囲

事業者が行う本事業の主な業務範囲は、以下のとおりである。詳細は、「附属資料1 要求水準書」に示す。

(ア) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

1. 調査・設計業務
  - a 測量・調査業務
  - b 詳細設計業務
  - c 調整マネジメント業務（設計段階）
2. 工事業務
  - a 支障移設工事
  - b 整備工事業務  
※電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去・移設は業務に含まない。
  - c 引込・連系管工事
  - d 整備施設の所有権移転業務
  - e 調整マネジメント業務（工事段階）
3. 工事監理業務
4. 維持管理業務
  - a 点検業務
  - b 補修業務
  - c 調整マネジメント業務（維持管理段階）
  - d 事業期間終了時の引継ぎ業務

(イ) 特定事業の対象範囲

特定事業の対象となる範囲は、「附属資料1 要求水準書 別紙2「事業対象区域図」、別紙3「調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲」、別紙4「維持管理業務の対象範囲」」及び次表のとおりである。

対象	上り線					下り線			
	電線 共同溝 (管路 部, 特殊 部)	歩道	道路 附属物 (道路照 明, 道路 標識)	車道	電線 共同溝 (横断 部)	車道	道路 附属物 (道路照 明, 道路 標識)	歩道	電線 共同溝 (管路 部, 特殊 部)
区分									
調査・設計 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理 業務	○	—	—	—	○	—	—	—	○

○：特定事業が対象とする項目。

なお、電線共同溝（管路部）には、引込管、連系管及び連系設備を含む。

オ. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。詳細は、「附属資料4 事業費の

算定及び支払方法」に示す。

(ア) 整備業務に係る費用

市は、本施設の整備業務に係る費用について、市への所有権移転後、事業契約書に定める額を維持管理業務期間（10年間）の割賦方式により支払う。

なお、本事業では国土交通省による無電柱化推進計画事業補助金の活用を予定しており、国から市に対して補助金が交付される場合には、整備業務に係る費用のうち補助金相当分については、事業年度ごとの出来高の範囲内で支払う予定である。

(イ) 維持管理業務に係る費用

市は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る費用について、事業契約書に従い、市への所有権移転後、維持管理業務期間（10年間）、事業契約書に定める額を毎年度支払う。

なお、電線共同溝の入線等で関わる利用者の道路占用料については、市が収受し事業者の収入とはしない。

なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が令和13年4月1日以前となった場合には、予算措置が行われることを条件として、事業費は第1回の支払時期を本施設引渡し月の翌月1日以降より支払うものとする。

(7) 事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュール（予定）は以下のとおりである。

事業契約の締結	令和4年6月に締結予定
事業期間	事業契約締結日～令和23年3月31日
調査・設計業務・工事業務期間（8年10か月程度）	令和4年6月（予定）～令和13年3月
維持管理業務期間（10年間）	本施設の完成・引渡しから10年間 ただし、令和23年3月を超えることはできない。

なお、事業者の提案に基づき調査・設計業務・工事業務期間を短縮することができる。ただし、短縮する期間は四半期単位とし、維持管理業務期間（10年間）は変更できない。

(8) 予定価格

3,139,327,960円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、上記予定価格は、「入札書」（様式4-1）における本事業の調査・設計業務、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務の費用に対するものであり、現在価値換算前の実額ベースである。

(9) 事業に必要とされる根拠法令等

本事業を実施するに当たって、調査・設計、工事、工事監理及び維持管理等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の「附属資料1 要求水準書」と照らし合わせて適宜参考とするものとする。

適用法令及び適用基準は、調査・設計、工事、工事監理及び維持管理等の各業務の開始時点における最新のものを採用すること。

### 第3 入札参加に関する条件等

#### 1 入札参加者が備えるべき資格

##### (1) 入札参加者の構成等

###### ア. 入札参加者の定義

入札参加者は、本事業に係る調査・設計業務を行う企業（以下「調査・設計企業」という。）、工事業務を行う企業（以下「工事企業」という。）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）及び維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）を含む複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

###### イ. 応募グループの構成

応募グループのうち、応募グループが特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立しない場合、事業者から直接、第2 1 (6) エ(ア)に掲げる業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」とする。

また、応募グループがSPCを設立する場合、事業者から直接、第2 1 (6) エ(ア)に掲げる業務を受託又は請負、かつ、SPCに出資することを予定している者を「構成員」とし、構成員以外の者で、事業者から直接、第2 1 (6) エ(ア)に掲げる業務を受託又は請負、かつ、SPCに出資しないことを予定している者を「協力企業」とする。

なお、応募グループの全ての構成員は、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。

(ア) 直近3期が債務超過でないこと。

(イ) 経常利益が直近3期連続で赤字でないこと。

(ウ) 3期以上の決算を迎えていること。

応募グループがSPCを設立する場合、応募グループは、入札参加資格確認の申請時には、構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、応募グループは、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。

###### ウ. SPCの組成

選定された応募グループは、事業契約の仮締結の締結前までに、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として事業者となるSPCを設立し、市と事業契約を締結することができる。ただし、SPCを設立する場合は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行いかつ議決権割合が最大となるものとする。

(イ) 全ての構成員が事業者から直接、業務を受託又は請負、かつ、SPCの出資者となることとし、構成員以外の者によるSPCへの出資は認めない。

(ウ) 出資者である構成員は、「カ. 応募グループの構成の変更」に記載する場合を除き、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。

###### エ. 業務範囲の明確化

応募に当たり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、第2 1 (6) エ(ア)に掲げる

業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面で関連（関係者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていることをいう。）若しくは人事面において関連（会社の代表者又は役員が、関係者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）のある者が工事監理業務と工事業務を実施することはできない。また、第2-1(6)エ(ア)に掲げる業務以外の業務を実施する者は、実施する業務を明らかにすること。

#### オ. 重複参加の禁止

応募グループの構成員及び協力企業、並びにその子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）は、他の応募グループの構成員又は協力企業になることはできない。

#### カ. 応募グループの構成の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成の変更は、第3-1(2)イに掲げる入札参加資格の喪失に記載する場合を除いて、原則的に認めない。なお、発注者の承諾を得て詳細設計段階で既存ストックを活用することとした場合は、市と協議し、市の事前の承諾を得た上で、構成員、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る業務を直接委任し又は請け負わせることができる。

### (2) 応募グループの入札参加資格要件

応募グループの入札参加資格要件は、次のとおりとする。

#### ア. 応募グループ共通の入札参加資格要件

横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。市の令和3・4年度有資格者名簿に登載されていない企業等が構成員又は協力企業として参加を希望する場合には、令和3・4年度入札参加資格審査申請の随時申請、又は特定調達契約（WTO）に係る入札参加資格審査申請を行うこと。

#### イ. 応募グループの失格要件

応募グループの構成員又は協力企業が、以下の欠格事由のいずれかに抵触する場合は、応募することができない。

##### (ア) 欠格事由

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- b 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- c PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者。
- d 「横浜市指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置の期間中の者。
- e 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の決定後、市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。
- f 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。

- g 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者。
- h 国税又は地方税を滞納している者。
- i 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている者。
- j 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者。
- k 本事業に係るアドバイザー業務の関係者、本事業に係るアドバイザー業務の関係者に資本面で関与（関係者の発行済み株式総数の 100 分の 25 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 25 を超える出資をしていることをいう。）又は人事面で関連している者（会社の代表者又は役員が、関係者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）。本事業に係るアドバイザー業務関係者とは、パシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所である。
- 1 本事業の審査委員、審査委員が所属する団体等と資本面若しくは人事面において関連のある者（資本面及び人事面に関する制限は、第 3 1. (1)エ業務範囲の明確化を準用する。）。

#### (イ) 接触禁止

入札説明書等の公表後、落札者の決定までの間に、本事業に関して、担当部局への事務的な連絡（書類提出に係る事前連絡、法令の確認等）を除き、市の事前の承諾なく、市の担当部局、本件に係るアドバイザー及び本事業の審査委員と接触した者。

#### ウ. 各業務に当たる者の入札参加資格要件

応募グループの構成員又は協力企業は、業務範囲を分担した業務について、各々以下の入札参加資格要件を満たすものとする。

#### (ア) 調査・設計企業の入札参加資格要件

調査・設計企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、調査・設計企業の実績（下記 b）又は事業監理業務の実績を有する者若しくは工事企業の実績（工事企業の参加資格要件 b）を満足する者であれば良いものとする。

※事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、全体事業計画の整理、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び関係行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

- a 令和 3・4 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において「土木設計」の登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- b 平成 23 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請までの間に終了した設計業務で、以下の業務の元請の実績を有する者であること。なお、他社と共同で履行し

た実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

- ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- ・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務
- c 次に掲げるいずれかの資格を有する管理技術者を配置できること。
  - ・技術士（総合技術監理部門（選択科目-建設）又は建設部門）
  - ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM-技術士部門と同様の部門に限る）
  - ・土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）

(イ) 工事企業の入札参加資格要件

工事企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、調査・設計企業の実績（調査・設計企業の参加資格要件b）又は工事企業の実績（下記b）を満足する者であれば良いものとする。

- a 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「舗装」又は「土木」の登録を認められている者であること。
- b 平成18年4月1日から本件の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、以下の工事の元請として施工実績を有する者であること。
  - ・供用中の道路法上の道路（国道、都道府県道、又は市町村道に限る）において、交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事。
- c 「建設業法」第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本件の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新なものとする。）における「舗装」又は「土木」の総合評定値がaで申請する工種において950点以上の者であること。
- d 建設業法に従い、舗装工事業又は土木工事業に係る監理技術者を工事期間中は施工現場に専任で配置すること。

(ウ) 工事監理企業の入札参加資格要件

工事監理企業は、調査・設計企業又は工事企業の参加資格要件を満たすこと。

(エ) 維持管理企業の入札参加資格要件

維持管理企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

ただし、点検業務を行う者は下記aを、補修業務を行う者は下記bを満たせばよい。それぞれ、調整マネジメント業務（維持管理段階）と兼務する場合も同様とする。

また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、第3

- 3 1 (2) ア及びイに掲げる応募グループ共通の入札参加資格要件等を満たす者とする。
- a 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において「土木設計」の登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。
- b 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「舗装」又は「土木」の登録を認められている者であること。

(オ) その他の業務を実施する者の入札参加資格要件

第2 1 (6) エ(ア)特定事業の業務内容に掲げる業務以外のその他業務を行う者は、第3 1 (2) ア及びイに掲げる応募グループ共通の入札参加資格要件等を満たすこと。

### (3) 入札参加資格確認基準日等

- ア. 入札参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、入札参加資格確認申請書締切日とする。
- イ. 入札参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、応募グループの構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該応募グループは入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できるものとする。
  - (ア) 当該応募グループが、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が入札参加資格等を確認し、開札日までに、これを認めたとき。
  - (イ) 入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務に当たる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員又は協力企業で全ての入札参加資格等を満たすことを、開札日までに、市が認めたとき。
- ウ. 開札日の翌日から落札者決定日までの間、応募グループの構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は当該応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、次のときに限り、当該応募グループの入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。
  - (ア) 当該応募グループが、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が入札参加資格の確認及び設立予定の事業者の事業能力を勘案し、事業契約の締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき（補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。）。
  - (イ) 入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務に当たる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員又は協力企業で、全ての入札参加資格等を満たし、かつ設立予定の事業者の事業能力を勘案し、事業契約の締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

## 2 入札に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

応募グループは、入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出をもって入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 費用負担

入札参加に関し必要な費用は、全て応募グループの負担とする。

### (3) 入札保証金及び契約保証金

- ア. 入札保証金  
免除する。

- イ. 契約保証金等

- (ア) 事業者は、「附属資料 7 事業契約書（案）」に定める期間、本件工事費等に相当する合計金額（消費税を含む。以下同じ。）の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、横浜市契約規則（昭和 39 年規則第 59 号）第 36 条

第3項に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払いに代えることができる。

(イ) 以下のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- a 事業者が市を被保険者とし、保証の額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を市に提出したとき。
- b 事業者を被保険者とし、調査・設計企業、工事監理企業及び工事企業の全員又はいずれかの者をして、本件工事費等に相当する合計金額の100分の10以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、当該保険金請求権に市の違約金請求権を被担保債権とする質権を設定したとき。

#### (4) 提出書類の取扱い

入札参加資格確認審査に関する提出書類（様式2-1～2-12）、入札に関する提出書類（様式4-1～4-6）、入札価格の内訳に関する提出書類（5-1～5-9）（以下、「入札に関する提出書類」と「入札価格の内訳に関する提出書類」を合わせて「入札書類」という。）及び提案書類審査に関する提出書類（様式6-1～6-11）提案概要書に関する提出書類（様式7-1～7-2）（以下、「提案書類審査に関する提出書類」と「提案概要書に関する提出書類」を合わせて「提案書類」という。）の取扱いについては、次のとおりとする。

##### ア. 提案書類の変更等の禁止

入札参加資格確認審査に関する提出書類、入札書類及び提案書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

##### イ. 複数提案の禁止

応募グループは、複数の提案を行うことはできない。

##### ウ. 提案書類の使用等

提案書類の著作権は、応募グループに帰属する。

ただし、公表、その他市が本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった応募グループの提案書類については、落札者の決定後、当該書類を提出した応募グループに確認のうえ、市で廃棄又は応募グループへ返却するものとする。

##### エ. 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募グループが負う。

##### オ. 市は、落札者の決定後、本件入札の結果の公表の一環として、必要に応じて応募グループから提出された「提案概要書」（様式7-1～7-2）（選定に至らなかった応募グループからの提案概要書を含む。）を公開することができるものとする。なお、応募グループは、「提案概要書」（様式7-1～7-2）について応募グループの権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとして作成すること。

##### カ. 市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

##### キ. 入札その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

#### (5) その他

##### ア. 応募グループは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号) に抵触する行為を行ってはならない。

- イ. 応募グループは、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募グループと入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- ウ. 応募グループは、落札者の決定前に他の応募グループに対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- エ. 競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

## 第4 入札手続等に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業の実施を希望する事業者を広く募集する。事業者の選定に当たっては、本事業の実施に係る費用及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとして、その旨を公告する。

### 2 入札スケジュール

落札者の選定等は、次の日程で行う予定である。

日程	スケジュール
令和3年7月27日(火)	入札公告
令和3年7月27日(火) ～令和3年8月11日(水)	入札説明書等に関する第1回質問の受付
令和3年9月1日(水)	入札説明書等に関する第1回質問の回答
令和3年9月1日(水) ～令和3年9月15日(水)	入札参加資格確認書類の受付
令和3年9月29日(水)	入札参加資格確認結果の通知
令和3年9月29日(水) ～令和3年10月6日(水)	入札参加資格確認結果の理由説明の申立て
令和3年10月13日(水)	入札参加資格確認結果の理由の回答
令和3年9月29日(水) ～令和3年10月20日(水)	入札説明書等に関する第2回質問の受付
令和3年11月10日(水)	入札説明書等に関する第2回質問の回答
令和3年11月24日(水) ～令和3年12月1日(水)	入札書類及び提案書類の受付
令和3年12月下旬～令和4年1月中旬	提案内容プレゼンテーション及びヒアリング
令和4年1月中旬～下旬	提案審査及び開札
令和4年2月上旬	落札者の決定・公表
令和4年2月上旬～中旬	基本協定締結
令和4年3月下旬	事業者との事業契約の仮契約の締結
令和4年6月	事業契約に係る議会議決(本契約の締結)

※入札参加資格有資格者名簿への登載については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照すること。

### 3 入札手続

入札に関する手続等は次のとおりである。

#### (1) 入札説明書等の交付

以下のホームページからダウンロード可能。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kensetsu/denkyouphi/kan3denkyouPFI.html>

## (2) 参考資料の閲覧・貸与

入札に参加しようとする者で希望する者に対して、下記エ. の資料の閲覧・貸与を行う。

### ア. 閲覧・貸与可能期間

令和3年7月27日午前10時から令和3年12月1日までの午前9時から正午まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

### イ. 閲覧・貸与場所

横浜市 道路局 建設課

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10（市役所庁舎22階）

電話番号：045-671-3539

電子メールアドレス：do-kensetsuitakuqa@city.yokohama.jp

### ウ. 貸与期間

提案書類の提出期限まで

### エ. 貸与資料

概略検討図面

### オ. 申込方法

閲覧・貸与希望者は、「参考資料の閲覧・貸与申込書」（様式1-5）に必要事項を記入のうえ、貸与を希望する日の2営業日前の午後5時までに、上記イの電子メールアドレス宛に電子メールに添付する形式で送付すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、貸与日には、「参考資料の受取書兼誓約書」（様式1-6）を持参し、市に提出すること。

## (3) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問の受付は、次の手順により行う。

### ア. 質問（第1回）の受付

#### (ア) 質問方法

質問書提出届は「質問書（第一次）提出届」（様式1-1）に必要事項を、「質問書（第一次）」（様式1-2）に質問事項を記載のうえ、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。

なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

#### (イ) 受付期間

令和3年7月27日午前10時から令和3年8月11日の午前9時から午後5時まで（必着）

上記の期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

#### (ウ) 送付先

横浜市 道路局 建設課

電話番号：045-671-3539

電子メールアドレス：do-kensetsuitakuqa@city.yokohama.jp

(エ) 質問（第1回）への回答公表

質問及び質問に対する回答は一括し、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、(1) に示すホームページにて公表する。

回答公表予定日：令和3年9月1日

イ. 質問（第2回）の受付

(ア) 質問方法

質問書提出届は「質問書（第二次）提出届」（様式1-3）に必要事項を、「質問書（第二次）」（様式1-4）に質問事項を記載のうえ、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。

なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

(イ) 受付期間

令和3年9月29日午前9時から令和3年10月20日午後5時まで（必着）

上記の期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

(ウ) 送付先

横浜市 道路局 建設課

電話番号：045-671-3539

電子メールアドレス：do-kensetsuitakuqa@city.yokohama.jp

(エ) 質問（第2回）への回答公表

質問及び質問に対する回答は一括し、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、(1) に示すホームページにて公表する。

回答公表予定日：令和3年11月10日

(4) 入札参加資格申請書等の提出

入札参加資格申請書等の資料の様式、記載方法及び提出要領については「附属資料5 様式集」を参照のこと。

ア. 入札参加資格確認申請の提出書類

応募グループは、「第3 入札参加に関する条件等」に提示した条件を満たしていることを証明するため、入札参加資格確認審査に関する提出書類（様式2-1～2-12）を提出し、市から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出する書類は以下のとおり。

様式番号	様式名称
様式2-1	入札参加資格確認審査の確認書
様式2-2	入札参加表明書
様式2-3	入札参加者の構成員及び協力企業構成表
様式2-4	委任状
様式2-5	入札参加資格確認申請書
様式2-6	資格申告書（調査・設計業務に当たる者）
様式2-7	資格申告書（工事業務に当たる者）

様式番号	様式名称
様式 2-8	資格申告書（工事監理業務に当たる者）
様式 2-9	資格申告書（維持管理業務に当たる者）
様式 2-10	資格申告書（その他の業務に当たる者）
様式 2-11	本業務を実施する上で必要な資格等に関する確認書
様式 2-12	添付書類提出確認書

入札参加資格審査申請（特定調達契約用）受付内容（横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請受付内容の印刷」画面をプリントアウトしたもの）及び添付書類（令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係、工事関係）に登載されていない者に限る。申請手続き前にエの局課に必ず連絡すること。）

種目追加登録申請（特定調達契約用）受付内容（横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から特定調達契約に係る種目追加申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請受付内容の印刷」画面をプリントアウトしたもの）及び添付書類（令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係、工事関係）に登載されている者で「舗装」及び「土木」に登録されていない者に限る。申請手続き前にエの局課に必ず連絡すること。）

#### イ. 受付期間

令和3年9月1日から令和3年9月15日まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）（必着）

#### ウ. 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の際は、イの受付期間内にエの提出先に、必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

二重封筒とし、入札参加資格確認審査に関する提出書類を中封筒に入れ封印のうえ、当該中封筒の封皮には、代表企業の名称又は商号及び本事業名を朱書きし、外封筒の封皮には「●月●日提出、入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

#### エ. 提出先

横浜市 道路局 建設課

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10（市役所庁舎22階）

#### (5) 入札参加資格確認審査の結果通知

令和3年9月29日付けで、入札参加資格確認審査の結果を応募グループに電子メール及び書面にて通知し、審査通過の通知を受けた者に対して入札書類及び提案書類の提出を要請する。

#### (6) 入札参加資格確認結果の理由説明の申立て

入札参加資格確認審査の結果については、下記要領にて「審査結果等に関する理由説明の要求書」（様式3-2）を提出し、説明を求めることができる。

#### ア. 提出期間

令和3年9月29日午前9時から令和3年10月6日午後5時まで（必着）

#### イ. 提出方法

郵送により提出することとし、提出期限までに必着するように必ず「書留郵便」にて郵送

すること。

ウ. 提出先

横浜市 道路局 建設課

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10（市役所庁舎22階）

エ. 回答

市は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し書面により令和3年10月13日までに回答する。

(7) 入札書類及び提案書類の提出

入札参加資格確認審査の審査通過の通知を受けた者は、入札書類（様式4-1～4-6、様式5-1～5-9）、提案書類（様式6-1～6-11、様式7-1～7-2）を提出すること。入札書類及び提案書類の様式、記載方法及び提出要領は「附属資料5 様式集」による。また、提出は代表企業が行うこと。

ア. 入札書類及び提案書類

提出する書類は以下のとおり。

様式番号	様式名称
様式4-1	入札書
様式4-2	入札価格内訳書
様式4-3	委任状（代理人が入札する場合）
様式4-4	委任状（復代理人が入札する場合）
様式4-5	入札説明書等に関する誓約書
様式4-6	入札及び提案書類の確認書
様式5-1	入札価格の内訳に関する書類（表紙）
様式5-2	施設整備費（調査・設計費及び工事費等）
様式5-3	維持管理費及びその他費用
様式5-4	施設整備費Bの支払予定表
様式5-5	維持管理費及びその他費用の支払予定表
様式5-6	投資計画及び資金調達計画書
様式5-7	長期収支計画表及び市の支払う事業費
様式5-8	入札時積算内訳書
様式5-9	工事費内訳書
様式6-1	提案書（表紙）
様式6-2	事業実施方針・体制に関する提案
様式6-3	リスク管理・対応に関する提案
様式6-4	資金調達計画に関する提案
様式6-5	財務・資金管理に関する提案
様式6-6	調査・設計及び施工計画に関する提案
様式6-6-1	施設整備に関する全体工程計画
様式6-6-2	工事業務に関する工程表
様式6-7	調整マネジメントに関する提案（設計段階・工事段階）
様式6-8	地域や環境への配慮に関する提案
様式6-9	周辺地域との調和に関する提案
様式6-10	点検業務・補修業務に関する提案
様式6-11	調整マネジメントに関する提案（維持管理段階）
様式7-1	提案概要書（表紙）
様式7-2	提案概要書

※工事費のうち電線共同溝費については、附属資料8 入札時積算数量書に基づ

き積算することとし、既存ストック活用を前提とした費用を反映しないこと。  
※調査・設計業務における既存ストック活用検討に関する提案は可能とするが、工  
事業務における既存ストック活用を前提とした提案は行わないこと。

#### イ. 受付期間

令和3年11月24日から令和3年12月1日まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及  
び午後1時から午後5時まで）（必着）

#### ウ. 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

##### （ア）持参により提出する場合

「入札書」（様式4-1）及び「入札価格内訳書」（様式4-2）は封筒に入れて、封印のう  
え、提出すること。また、入札価格の内訳に関する提出書類（様式5-1～5-9）は一括して  
左綴じのうえ、入札書等とは別の封筒に入れて、封印のうえ、提出すること。

封筒の封皮にそれぞれ代表企業の名称又は商号及び「●月●日提出、入札書在中」、「入  
札価格の内訳に関する提出書類」と朱書きして、0の受付期間内に、エの提出先に持参す  
ること。

「入札書」（様式4-1）、「入札価格内訳書」（様式4-2）及び入札価格の内訳に関する提  
出書類（様式5-1～5-9）の提出と合わせ、「入札説明書等に関する誓約書」（様式4-5）を  
提出すること。また、代理人が入札書を提出する場合には、「委任状」（様式2-4又は様式  
4-3及び様式4-4）を添付（封入しない。）すること。なお、代理人は他の応募グループの  
代理人となることはできない。

提案書類（様式6-1～6-11、様式7-1～7-2）の正本及び副本は一括して提出すること。

##### （イ）郵送により提出する場合

持参する場合と同様に、「入札書」（様式4-1）、「入札価格内訳書」（様式4-2）及び入札  
価格の内訳に関する提出書類（様式5-1～5-9）は、それぞれ別の封筒に入れ、封印する。  
当該封筒の封皮には、それぞれ代表企業の名称又は商号等を朱書きし、外封筒の封皮には  
「●月●日提出、入札書等在中」、「入札価格の内訳に関する提出書類」と朱書きすること。

「入札書」（様式4-1）、「入札価格内訳書」（様式4-2）及び入札価格の内訳に関する提  
出書類（様式5-1～5-9）の提出と合わせ、「入札説明書等に関する誓約書」（様式4-5）を  
提出すること。また、代理人が入札書を提出する場合には、「委任状」（様式2-4又は様式  
4-3及び様式4-4）を添付（封入しない。）すること。なお、代理人は他の応募グループの  
代理人となることはできない。

提案書類（様式6-1～6-11、様式7-1～7-2）の正本及び副本は一括して、イの受付期間  
内に、エの提出先に必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。

#### エ. 提出先

横浜市 道路局 建設課

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10（市役所庁舎22階）

#### （8）特定事業の選定の取消し

入札参加がない場合等においては、市は特定事業の選定を取り消す場合があり、その旨は  
速やかに公表する。

#### （9）提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

市は、応募グループに対し、提案書類の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

等を実施する予定である。なお、プレゼンテーションは提案書類に基づき実施することとする。

実施方法の詳細は、第5 3のとおりとする。

#### (10) 開札

##### ア. 日時及び場所

入札参加資格確認審査の審査通過の通知を受けた応募グループに別途通知する（令和4年1月予定）。

イ. 開札は、応募グループ又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、応募グループ又はその代理人が立ち会わない場合においては、本事業に直接関係しない市の職員を立ち合わせて行う。

ウ. 開札場には、応募グループ又はその代理人及び入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。

エ. 応募グループ又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

オ. 応募グループ又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。

カ. 応募グループ又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

キ. 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

（ア）公正な執行を妨げようとした者

（イ）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク. 本事業は予定価格を事前公表しているので、入札の回数は1回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

ケ. 開札においては入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

#### (11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札者の決定を取り消すものとする。

ア. 提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をした者が行った入札

イ. 入札公告及び入札説明書等に示した入札参加資格のない者が行った入札

ウ. 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

エ. 入札書の提出を行う場合に、入札説明書等に定める方法によらない入札

オ. 入札金額の内訳書を提出しない者が行った入札又は入札金額と合計金額が一致しない内

訳書を提出した者が行った入札

カ. 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

キ. その他入札説明書等において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札

#### (12) 入札の辞退

入札参加資格確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募グループが入札を辞退する場合は、「入札辞退届」(様式 3-1) を市に持参により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の一般競争入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

ア. 提出期限

令和 3 年 11 月 26 日 (木) 正午 (土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)

イ. 提出場所

横浜市 道路局 建設課

住所：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 (市役所庁舎 22 階)

#### (13) 審査結果の通知

審査結果は、提案書類を提出した応募グループの代表企業に対して通知する。

#### (14) 審査結果の公表

審査の結果及び審査の客観的評価等については、落札者決定後、(1) に示すホームページへの掲載及びその他適宜の方法により、速やかに公表する。なお、落札者の決定に関する審査の結果については、下記要領にて「審査結果等に関する理由説明の要求書」(様式 3-2) を提出し、説明を求めることができる。

ア. 提出期間

落札者の決定の翌日から 5 日目 (土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午後 5 時まで (必着)

イ. 提出方法

郵送により提出することとし、提出期限までに必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。市は、説明を求められた時は、要求書を受理した翌日から 10 日目 (土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) までに回答する。

ウ. 提出先

横浜市 道路局 建設課

住所：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 (市役所庁舎 22 階)

## 第5 落札者の決定

### 1 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定に当たっては、入札参加資格を満たし、入札書類及び提案書類を提出し、開札において予定価格の範囲内の入札書を提出した者が選定の対象となる。

提案書類審査では、入札価格と提案書類の審査を実施し、総合評価により最優秀提案者を選定する。

### 2 審査委員会の設置

提出された書類の審査は、学識経験者等で構成する「横浜市民間資金等活用事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」により行う。

審査委員会は次の5名で構成される。

	氏名	所属・役職
委員長	齋藤 真哉	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
委員	秋葉 正一	日本大学大学院 生産工学研究科 教授
委員	勝地 弘	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授
委員	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
委員	山口 直也	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授

（備考：敬称略、委員長以外は五十音順）

なお、本事業の入札に参加しようとする者が、入札公告日以降、落札者決定日までの間、本事業について委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は入札参加資格を失うことがある。

審査委員会の事務局は、横浜市政策局共創推進課とする。

### 3 審査の方法

審査委員会は、「附属資料3 落札者決定基準」に従って、審査を行う。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施時期、開催場所、内容等の詳細は、後日連絡する。

### 4 審査の基準

審査基準は、「附属資料3 落札者決定基準」を参照すること。

### 5 落札者の決定

市は、審査委員会により審査された結果をもとに落札者を決定する。

### 6 公民協働事業応募促進報奨金の交付

本事業は、公民協働事業応募促進報奨金交付の対象事業に指定されており、総合評価において次点、次次点となった者は、「公民共同事業応募促進報奨金交付要綱」（平成18年3月29日制定横浜市まち企管第20807号）第3条に定める報奨金の交付に係る申請を行うことができる。

## 第6 契約手続等

### 1 契約の手続

#### (1) 基本協定の締結

- ア. 落札者は、落札者決定後速やかに、市を相手方として、「附属資料6 基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結しなければならない。
- イ. 落札者決定日の翌日から基本協定の締結までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は落札者の決定を取り消す。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、以下の場合に限り、市と当該落札者は基本協定を締結できるものとする。
  - (ア) 当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が入札参加資格を確認し、事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員、協力企業又はその他企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業又はその他企業が入札参加資格を欠いた日とする。
  - (イ) 入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務にあたる者が複数である落札者の場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、全ての入札参加資格を満たし、かつ事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

#### (2) 事業者となるSPCの設立等の要件

落札者は、本事業を実施するためのSPCを設立する場合は、事業契約の締結前までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、事業者となるSPCを横浜市内に設立すること。

落札者の全ての構成員は、事業者となるSPCに対して出資を行うものとする。また、代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行いつつ議決権割合が最大となるものとする。構成員以外の者によるSPCへの出資は認めない。

なお、全ての構成員は、事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### (3) 事業契約の締結

- ア. 事業者と市は、落札者決定後2か月以内に提案内容及び「附属資料7 事業契約書（案）」を使用し、仮契約を締結しなければならない。
- イ. 仮契約において、事業者が遂行すべき調査・設計業務、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法を定める。
- ウ. 事業契約締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- エ. 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。
- オ. 本事業の基本協定の締結後、「附属資料6 基本協定書（案）」第11条の規定が適用され

る場合は、市は本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を落札者に請求できるものとする。

カ. 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者は、最長3年間、市が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(ア) 落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒んだ者

(イ) 入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者

(ウ) 事業契約締結後、重大な契約違反により、市が契約を解除した者

キ. 事業者は、事業契約締結後、「入札書」(様式4-1)、「入札価格内訳書」(様式4-2)及び入札価格の内訳に関する提出書類(様式5-1~5-9)に準じて、速やかに内訳書を作成し、市に提出すること。

ク. この契約の締結については、次の(ア)の条件を満たさなければならない。

(ア) この契約は、PFI法第12条の規定及び横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年3月横浜市条例第5号)第2条の規定により、議会の議決に付さなければならない契約であり、横浜市議会において契約議案が可決されること。可決されたときは、仮契約は、そのまま本契約とみなすものとする。

**(4) 手続における交渉の有無**

無し。

**(5) その他**

本事業の基本協定の締結の翌日から事業契約の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が、「附属資料6 基本協定書(案)」第8条に該当するに至った場合は、原則として、市は落札者の設立した事業者と事業契約を締結しない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が同条の規定に該当するに至った場合で、以下の場合に限り、市と事業者と事業契約を締結できるものとする。

ア. 当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が入札参加資格を確認し、事業者(設立予定のものを含む。)の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき(補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。)

イ. 入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業が担当する業務に当たる者が複数である落札者の場合で、当該構成員又は協力企業を除く構成員又は協力企業で、全ての入札参加資格等を満たし、かつ設立予定の事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

**2 事業者の権利義務等に関する制限**

**(1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等**

市の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

**(2) SPCの株式の譲渡・担保提供等**

本事業を遂行するため設立されたSPCに出資を行った全ての者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、

担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

**(3) 債権の譲渡**

事業者が、市に対して有する本施設の調査・設計業務、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務に係る債権は、市の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

**(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供**

事業者が、市に対して有する本施設の調査・設計業務、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の事前の書面による承諾がなければ行うことができない。

**3 市と事業者の責任分担**

**(1) 基本的考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の調査・設計業務、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

**(2) 予想されるリスクと責任分担**

市と事業者の責任分担は、事業契約書によることとし、応募グループは負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

リスク分担の程度や具体的内容について事業契約書に示されていない場合は、落札者と市の協議により定めるものとする。

**(3) 金融機関等との直接協定の締結**

市は、本事業の安定的な継続を図るため必要と認められるときは、事業者に対し資金提供を行う金融機関等との間で協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結する場合がある。

- ア. 金融機関等が自身の保有する事業者に対する債権回収・保全の状態及び事業者の財務状況に関する情報を、市に報告する義務
- イ. 債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を市が認識した場合に、市が金融機関等に通知する義務
- ウ. 事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、市と金融機関等が対応を協議する義務
- エ. 事業者が市に提出した資金収支計画と実績の比較について、市から確認依頼があったときに、確認結果を市に通知する義務

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制度上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

### **3 その他の支援に関する事項**

市は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## 第8 その他

### 1 事業者が付保する保険等

事業者は、事業契約において付保する保険を示すこと。

### 2 苦情申立

当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができる。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。

（事務局）

横浜市 財政局 契約部契約第一課（市役所庁舎11階）

住 所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話番号：045-671-2707（直通）

### 3 関連情報を入手するための照会窓口等

入札説明書等に定めることその他、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、以下のホームページにて掲載する。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kensetsu/denkyouphi/kan3denkyouPFI.html>

※なお、公平を期すため、事業の内容等についての回答はホームページに公表して行い、電話や窓口等での直接回答は行わない。

### 4 代表企業以外の構成員又は協力企業が営業停止処分を受けた場合の取扱い

代表企業以外の構成員又は協力企業のいずれかが監督官庁から営業停止の監督処分（以下「営業停止処分」という。）を命じられた場合で、本件入札又は契約に支障をきたすときの取扱いは、以下のとおりとする。ただし、いずれの場合も、当該構成員又は協力企業の本件入札又は契約に係る辞退の届出を市へ提出しなければならない。

- ア. 入札参加資格確認基準日の翌日から落札決定日までの間に、応募グループの代表企業以外の構成員又は協力企業のいずれかが営業停止処分を受けた場合、「第3 1 (3) イ」を準用する。この場合において、「入札参加資格を欠くに至った」及び「入札参加資格を欠いた」とあるのは「営業停止処分を受けた」と読み替える。
- イ. 落札決定日の翌日から基本協定の締結までの間に、落札者の代表企業以外の構成員又は協力企業のいずれかが営業停止処分を受けた場合、「第6 1 (1) イ」を準用する。この場合において、「入札参加資格を欠くに至った」及び「入札参加資格を欠いた」とあるのは「営業停止処分を受けた」と読み替える。
- ウ. 基本協定の締結の翌日から事業契約までの間に、落札者の代表企業以外の構成員又は協力企業のいずれかが営業停止処分を受けた場合、「0」を準用する。この場合において、「基本協定書（案）第8条に該当するに至った」とあるのは「営業停止処分を受けた」と読み替える。

## 第9 附属資料

1 要求水準書

2 モニタリング基本計画

3 落札者決定基準

4 事業費の算定及び支払方法

5 様式集

6 基本協定書（案）

7 事業契約書（案）

8 入札時積算数量書

9 見積参考資料